

第 16 回高岡市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 8 月 8 日（金） 午後 2 時 27 分から 2 時 52 分

2 開催場所 高岡市役所 802 会議室

3 委員定数 19 人

4 出席委員数（17 人）

1 番	篠原 誠一郎	2 番	山本 誠
3 番	石黒 昇	4 番	杉山 逸郎
5 番	荒木 正昭	6 番	寺嶋 哲
7 番	石王 純子	8 番	山崎 明夫
10 番	野原 弘美	11 番	向井 正弘
12 番	村上 伊千子	14 番	川渕 順正
15 番	常木 準	16 番	矢後 暁二
17 番	浦野 智稔	18 番	福田 達夫
19 番	北川 浩一		

5 欠席委員 9 番 山田 元徳 13 番 山田 正

6 議事日程

議案第 26 号 高岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部変更について
議案第 27 号 農地転用について〔農地法第 4 条許可申請〕
議案第 28 号 権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条許可申請〕
議案第 29 号 農地の相続税の納税猶予に関する適格者証明について
報告第 28 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用について〔農地法第 5 条届出〕
報告第 29 号 農地の賃貸借の合意解約について〔農地法第 18 条通知〕
報告第 30 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	須田 稔彦
係長	堀 泰平
主任	小林 唯

議 長

これより、第 16 回高岡市農業委員会総会を開会いたします。

総会開会にあたり、委員定数及び出席者数を報告いたします。委員定数は 19 名、現在の出席委員は 17 名であります。過半数の委員が出席しておりますので、総会が適法に成立していることを報告いたします。

次に、高岡市農業委員会総会会議規則第 8 条の規定により、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員に、1 番 篠原委員、2 番 山本委員を指名します。

議 長

それでは、これより、議案審議に入ります。議案第 26 号を議題とします。内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 26 号 高岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領の一部変更についてご説明いたします。別紙 1 をご覧ください。

毎年、実施いただいております農地パトロールを行う基準として、高岡市農地パトロール（利用状況調査）実施要領を定めております。

令和 7 年 4 月 1 日以降、農地の貸し借りにつきましては、農地法に基づく農業委員会の許可、または、農地中間管理機構（公益社団法人 富山県農林水産公社）を通じた利用権の設定のいずれかになりました。

このことから、今回、実施要領第 3 条第 3 号の実施内容に「農地中間管理事業の推進に関する法律」の規定を追加するものです。また、その他規定の整理を行っております。

以上、実施要領の変更（案）を作成しましたので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

事務局の説明が終わりました。

この案件について質疑ありませんか。

（なし）

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、議案第 27 号を議題とします。

内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 27 号 農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 1 件、面積にして 412.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

農作業場及び農機具格納庫については、一部が農地にかかる形で建築されていたため是正を行うものです。

また、宅道については、既存の公衆用道路を近所数軒で使用しているところ、一番奥に位置する申請者の自宅への出入りに支障があることから、住宅敷地を拡張して乗入道路とするものです。

以上 1 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
この案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、議案第 28 号を議題とします。
内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 28 号 権利移動を伴う農地転用についてご説明いたします。

今回は申請件数で 2 件、面積にして 1,212.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 については、現在道路からの搬入路として使用していますが、分家住宅の建築にあたり是正を行うものです。

以上 2 件につきましては、地区担当委員の方と現地調査を行い、やむを得ないとの意見をいただいております。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これらの案件について補足説明や質疑ありませんか。

(なし)

では、これらの案件について、原案どおり県知事に進達することとしては如何か、挙手でお諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、これらの案件については、原案どおり県知事に進達することに決しました。

議 長 次に、議案第 29 号を議題とします。
 内容について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 29 号 農地の相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。

この証明は、相続により農地を取得し、農業を継続する場合、または特定貸付をする場合に、その農地に係る相続税の納税猶予を受けるため、適格者証明を交付するものであります。

市街化区域内農地は 20 年間農業を継続した場合、もしくは相続人が死亡した場合は、その相続税は免除されます。

今回、証明願いがあったのは、相続農地のうち、その一部農地について納税猶予を受けようとするものが 2 件、面積にして 1,450.00 m²です。内容については次ページをご覧ください。

番号 1 は被相続人の子、番号 2 は養子です。被相続人が令和 6 年 9 月 30 日死亡により相続開始となりました。

被相続人の所有面積は 1,486.00 m²であり、相続した農地のうち 1,450.00 m²について今回納税猶予を受けようとするものです。

内容を審査したところ、農業経営状況については、相続開始前から農業経営を開始しており、引き続き農業経営を行うものと認められると思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
 この案件について質疑やご異議ありませんか。

(なし)

では、この案件について、原案どおり承認してもよいか、挙手でお諮りし

ます。賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手〕

賛成多数と認めます。

よって、この案件については、原案どおり承認することに決しました。

議 長

次に、報告第 28 号から第 30 号について、一括して報告いたします。
内容について、事務局より説明を行います。

事務局

報告第 28 号 市街化区域内の権利移動を伴う農地転用についてであります。

今回は申請件数で 14 件、面積にして 12,025.00 m²となっております。申請内容については、次ページをご覧ください。

申請番号 1 から 2 は同一案件で、商業用地です。

申請番号 4 は、令和元年度に転用届出が提出され所有権移転済みですが、事業完了見込みがなくなり、新たな譲受人から転用届出があったものです。

申請番号 5 から 10 は同一案件で、ドラックストア敷地です。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

続きまして、報告第 29 号 農地の賃貸借の合意解約についてであります。

今回は申請件数で 4 件、面積にして 3,997.00 m²となっております。内容については次ページ以降に記載のとおりです。

続きまして、報告第 30 号 高岡市農用地利用集積等促進計画（中間管理事業に係る県公告分）について説明いたします。

今回の申し出は、35 件です。期間別及び地区別の申請件数、面積は表のとおりです。個別の申し出内容については、18 ページ以降に記載しております。

これらについては、地区担当委員の方に概要を通知し、専決処理をいたしております。

今回の利用権設定及び中間管理事業を反映した流動化率は、22 ページに記載のとおり 42.72%となっております。

以上で報告の説明を終わります。

議 長

これらの案件について質疑ありませんか。

（なし）

ないようですので報告については承認することといたします。
本日の議案審議は終了いたしました。

議 長 以上をもちまして、第 16 回高岡市農業委員会総会を閉会いたします。

令和 7 年 8 月 8 日

議事録署名

議事録署名